豊中市告示第号

豊中市公用車運行管理業務委託（その２）の契約に係る一般競争入札について

豊中市公用車運行管理業務委託(その２)の契約について、次のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「施行令」という。）第１６７条の６の規定により公告します。

令和８年１１月１０日

豊中市長　　長　内　　繁　樹

１　入札に付する事項

(1) 件名

豊中市公用車運行管理業務委託（その２）

(2) 履行場所

豊中市役所　豊中市中桜塚３丁目１番１号

(3) 概要

豊中市公用車運行管理業務

(4) 期間

令和９年１月１日（金）から令和９年１２月３１日（金）まで

(5) 入札方法

本入札は、郵送入札により行う。

２　入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件をすべて満たした者

(1) 施行令第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

(2) 公告日において豊中市物品・業務委託等入札参加資格の認定を受けていること。ただし、当該認定の際に提出した業者登録カードに運搬請負（福祉サービスを除く。）の認定に係る希望順位を１と記載した者であること。

(3) 一般社団法人日本自動車運行管理協会又は一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会に所属していること。

(4) 本市から豊中市入札参加停止基準（平成７年６月１日制定）に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。

(5) 本市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成２４年２月１日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。

(6) 業務委託契約１件の契約金額が３２，２７３千円（取引に係る消費税及び地方消費税を含む。）以上の運行管理業務を完了した実績があること（入札日において完了済みであること。）。

(7) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成１７年法律第８７号）第６４条による改正前の商法（明治３２年法律第４８号）第３８１条第１項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第１０７条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。

(8) 平成１２年３月３１日以前に民事再生法（平成１１年法律第２２５号）附則第２条による廃止前の和議法（大正１１年法律第７２号）第１２条第１項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

(9) 平成１２年４月１日以後に民事再生法第２１条第１項又は第２項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第３３条第１項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第１７４条第１項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

(10) 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条第１項又は第２項の規定による更生手続開

始の申立て（同法附則第２条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和２７年法律第１７２号。以下「旧法」という。）第３０条第１項又は第２項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第４１条第１項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第１９９条第１項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

３　仕様書、現場説明書、豊中市物品購入契約等入札心得及び入札書（以下「仕様書等」という。）の配付

⑴ 配付期間

令和８年１１月１０日（火）午前９時から令和８年１１月２５日（水）午後５時まで

⑵ 配付方法

「豊中市ホームページ＞トップページ＞事業者の皆さんへ＞入札・契約情報＞公告（契約検査課以外のもの）」に掲載する。

⑶ その他

仕様書等の内容についての質問の方法は、現場説明書で指示する。

４　契約条項を示す場所及び期間

⑴ 場所

「豊中市ホームページ＞トップページ＞事業者の皆さんへ＞入札・契約情報＞公告（契約検査課以外のもの）」に掲載する。

⑵ 期間

令和８年１１月１０日（火）午前９時から令和８年１１月２５日（水）午後５時まで

５　入札の期間及び方法

⑴ 提出書類

ア　入札書

イ　業務実績表（様式１）

ウ　実績根拠書類

エ　入札参加資格確認票（様式２）

⑵ 提出書類の提出方法

現場説明書及び「郵送による入札について」に従い、書留郵便、特定記録郵便又はレターパックにより⑷の提出先に提出すること。

⑶ 提出書類の提出期間

令和８年１１月２６日（木）午前９時から令和８年１１月２７日（金）午後５時まで

豊中市総務部行政総務課（第一庁舎３階）必着

⑷ 提出先

郵便番号５６１－８５０１豊中市中桜塚３丁目１番１号

豊中市総務部行政総務課（第一庁舎３階）

⑸ 開札日時及び方法

ア　開札日時

令和８年１１月３０日（月）午前１１時００分

イ　開札場所

豊中市役所　第一入札室（第一庁舎４階）

ウ　開札方法

ア及びイに記載している日時及び場所で、当該入札事務に関係のない職員の立会いのもと、入札書の開札を行う。立会いを希望する入札参加者は、事前連絡の上、１事業者１人まで開札に立会うことができる。

⑹ その他

ア　提出書類の作成に係る費用は、提出者の負担とする。

イ　提出された提出書類は、返却しない。

ウ　(２)に定める提出方法以外の方法による提出書類の提出は、受け付けない。

６　入札方法等

⑴　落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する金額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

⑵　入札回数は、１回を限度とする。

７　落札者の決定

開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札となるべき金額の入札をした者が２者以上ある場合は、「郵便入札におけるくじの取扱いについて」の方法により落札者を決定する。

８　入札保証金及び契約保証金に関する事項

⑴　入札保証金

免除する。

⑵　契約保証金

契約金額の１００分の５に相当する額以上の額を納付しなければならない。ただし、豊中市財務規則（昭和４６年豊中市規則第１３号）第１０９条又は第１１０条の規定を適用できる場合はこの限りでない。

９　入札の無効

入札に参加する資格のない者及び虚偽の申込みを行った者のした入札並びに豊中市物品購入契約等入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

なお、本市により入札参加資格を確認された者であっても、当該確認の後、入札時点及び開札時点において、入札に参加する資格のない者のした入札は、無効とする。

10　契約の締結

契約書を作成する。

11　その他

入札参加者は、仕様書等を熟読し、豊中市物品購入契約等入札心得を遵守すること。

12　問合わせ先

豊中市中桜塚３丁目１番１号
豊中市総務部行政総務課（第一庁舎３階）
電話（０６）６８５８－２８２１